

補償費の会計処理

日本基準	国際会計基準
<p>購入によって固定資産を取得した場合には、購入代金に買入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費用を加えて取得価額とする。ただし、正当な理由がある場合には、付随費用の一部又は全部を加算しない額をもって取得価額とすることができる。購入に際して値引又は割戻を受けたときには、これを購入代金から控除する。(企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書(昭和 35 年 6 月 22 日大蔵省企業会計審議会中間報告)第三、第一、四、1)。</p> <p>(参考)</p> <p>電気事業会計規則</p> <p>別表 1</p> <p>土地：土地の取得に関して要した買収代及び整地費(建物又は構築物に直接に関係のあるものを除く。)周旋料、消耗品費等の諸経費を整理する。「水源かん養林」に整理されるものを除く。</p> <p>建設仮勘定(総係費)：建設のための測量及び監督に要した費用、仮設備に要した費用、補償費その他建設に関する諸係費で 2 以上の項に関連し、かつ、それぞれの項に区分し難いものを整理する。工事中の災害に伴う損失及び残材料の倉入差損で建設に伴って通常発生するものを含む。測量監督費、仮設備費、補償費、建設中利子(第 8 条の規定により電気事業固定資産の建設価額に算入された場合の金額を言う。)建設分担関連費(第 36 条の規定により電気事業固定資産に配布される</p>	<p>有形固定資産の取得価額は、輸入関税および還付されない取得税を含む購入価格、および当該資産を意図した使用目的で稼動可能な状態にするための直接付随費用から構成される。</p> <p>値引及び割戻は、その購入価額の算定から控除される。</p> <p>直接付随費用の例は、以下のとおりである(IAS16,para.15)。</p> <p>(a) 整地費用</p> <p>(b) 当初の運搬および取扱費用</p> <p>(c) 据付費</p> <p>(d) 建築技師およびエンジニア等の専門家、および</p> <p>(e) IAS37「引当金、偶発債務および偶発資産」のもとで引当金として認識される範囲内の資産の撤去、移動および原状回復費用に関する見積り費用</p>

<p>べき金額のうち建設に間接に関連して要したものをいう。) 建設に伴う収入(貸方)(第9条の規定により電気事業固定資産の建設費から控除されるべき金額をいう。)及び雑係費に区分して整理する。</p> <p>電気事業会計規則取扱要領</p> <p>第四十一</p> <p>水利権の価額には、当該水利権の出願手続きに要する諸係費のほか、別表(水利権一覧表)を基準として当該水利使用に関連して行う関係河川利用者に対する補償に要する費用及び流水の貯留に伴い水没する地域に係る補償に要する費用の金額を計上するものとする。</p> <p>法人税基本通達</p> <p>(土地、建物等の取得に際して支払う立退料等)</p> <p>7-3-5 法人が土地、建物等の取得に際し、当該土地、建物等の使用者等に支払う立退料その他立退きのために要した金額は、当該土地、建物等の取得価額に算入する。</p>	
--	--

注)「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」の位置付け
 企業会計原則は狭義の「企業会計原則」の他、企業会計審議会からの各種
 意見書などが含まれるものとされている。

したがって、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」
 も企業会計原則の中に含まれることになる。